

一般社団法人日本エネルギー学会 表彰規程

昭和 30 年 8 月制定
平成 19 年 1 月 24 日改訂
平成 22 年 10 月 28 日改訂
平成 23 年 11 月 30 日改訂
平成 25 年 11 月 27 日改訂
平成 29 年 1 月 27 日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程第2章は、定款第4条第1項第2号エネルギーに関する研究の奨励及び業績の表彰に関し、日本エネルギー学会の表彰について必要な事項を定める。

第2条 本規程第3章は、定款第4条第1項第2号エネルギーに関する研究の奨励及び業績の表彰に関し、外部団体による表彰に対し推薦の依頼を受けた場合について必要な事項を定める。

第2章 学会表彰

(表彰の種類)

第3条 学会の表彰は次の5種類とし、それぞれ賞を贈呈して行う。

- (1) 学会賞(学術部門および技術部門)
- (2) 進歩賞(学術部門および技術部門)
- (3) 論文賞
- (4) 奨励賞
- (5) 功績賞

(受賞資格)

第4条 第3条の(1)から(4)の表彰を受けるものは、本会正会員または維持会員であつて、定款第3条に定める本会の目的にそつた業績を挙げ、学術上、技術上、産業上および本会に対し顕著なまたは多大な功績のあつたものとする。

2. 表彰は、異なつた業績については、同一人が重ねてこれを受けることができる。

(表彰の対象および件数)

第5条 学会賞は、次の業績を挙げたものに授与する。

- (1) 学術部門; エネルギーに関する学術分野において貴重な研究を行い、学術上特に顕著な業績を挙げたもの。
 - (2) 技術部門; エネルギーに関する技術分野において総合的な技術開発を行い、工業上特に顕著な成果を挙げたもの(個人あるいは団体のいずれでも良い)。
2. 学会賞は、第1項の2部門各々につき原則として2件以内、2部門合わせて原則として4件以内とする。

第6条 進歩賞は、次の業績を挙げたものに授与する。

- (1) 学術部門; エネルギーに関する学術分野において優秀な研究または業績を挙げた研究者で表彰の年の4月1日現在で満45歳未満のもの。
- (2) 技術部門; エネルギーに関する技術分野において技術開発または改良を行い、工業化

の可能性のある独創的な成果を挙げたもの(個人あるいは団体のいずれでも良い)。

2. 進歩賞は、本条第1項の2部門合わせて原則として4件以内とする。

第7条 論文賞は、日本エネルギー学会誌に前年1年間に発表された論文のうち優れた論文の著者に授与する。

2. 論文賞は原則として2件以内とする。

第8条 奨励賞は、日本エネルギー学会大会、石炭科学会議および微粒化シンポジウムおよびバイオマス科学会議(以下、本会主催の研究発表会)において優れた発表を行ったものに授与する。

2. 対象者は発表時点で35才以下のものとする。
3. 奨励賞は原則として8件以内とする。

第9条 功績賞は、次の業績を挙げたものに授与する。

本会役員(理事、監事)歴任者であって本会の発展に対する顕著な功績を挙げたもの、あるいはエネルギーの発展に寄与し顕著な功績を挙げたもの。

2. 功績賞は原則として2件以内とする。

(学会賞、進歩賞、功績賞の受賞候補者推薦の募集)

第10条 学会賞、進歩賞、功績賞については、自薦、他薦を含み受賞候補者の推薦を募集する。

2. 学会賞技術部門に推薦する場合のみ、進歩賞技術部門と重複して推薦することができる。
3. 学会誌3月号およびホームページに「募集のお知らせ」を掲載するとともに、会長、副会長、理事、監事、部会長、名誉会員、参与、維持会員に告知する。

(学会賞、進歩賞、功績賞の受賞候補者の推薦および推薦の期日)

第11条 本会の正会員は第3条(1)学会賞、(2)進歩賞、(5)功績賞の受賞候補者を7月15日までに表彰委員会に推薦することができる。

2. 本会の会長、副会長、理事、監事、部会長、名誉会員、参与、維持会員は第3条(1)学会賞、(2)進歩賞、(5)功績賞の受賞候補者を7月15日までに表彰委員会に推薦することができる。
3. 受賞候補者推薦書に記載される受賞候補者が複数の場合は原則として5名以内とする。

(学会賞、進歩賞、功績賞の受賞候補者推薦の制限)

第12条 推薦者が推薦できる件数は第3条の(1)、(2)、(5)各賞各部門についてそれぞれ1年1件かぎりとする。

2. 他の学協会の受賞歴があっても受賞候補者として推薦できる。その場合は本会の表彰対象として独自の観点から改めて厳正に審査する。

(学会賞、進歩賞、功績賞の受賞候補者推薦の方法)

第13条 第11条による受賞候補者の表彰委員会への推薦は、別に定める表彰規程実施要領に従い、受賞候補者推薦書および資料を提出することによって行う。

2. 推薦者は、表彰委員会が要求する場合には、追加の資料を提出しなければならない。

(表彰委員会の設置)

第14条 第3条に定める日本エネルギー学会の表彰5種類についてその受賞候補者の選考決定を行

うため、定時総会後最初の理事会における審議を経て、表彰委員会を設置する。

(表彰委員会の構成)

第 15 条 表彰委員会は、理事会の議を経て、会長、副会長、学会誌編集委員長および必要に応じて会長が委嘱する委員若干名をもって組織し、受賞候補者の選考決定にあたる。

2. 会長は表彰委員会の委員長となる。
3. 会長は委員の中より副委員長 1 名を指名する。
4. 委員が委員会に出席できない場合は、書面により意見を述べることができる。
5. 表彰委員は、自らが受賞候補者、受賞候補者推薦者あるいはその所属機関が受賞候補者団体のいずれかに該当した場合、当該種類・部門の審査を辞退するものとする。
6. 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

(選考委員)

第 16 条 表彰委員会は、毎年5月に、学会賞および進歩賞の受賞候補者推薦書につき書面審査を行うための選考委員を約30名選出する。

2. 選考委員は産業、官界、学界よりエネルギー分野を広くカバーするよう選出する。
3. 選考委員は受賞候補者推薦書をもとに書面審査を行い、その結果を表彰委員会に報告する。
4. 選考委員が書面審査する受賞候補者推薦書は推薦者名を抹消したものとする。
5. 選考委員の任期は任務終了までとする。

(受賞候補者の選考決定)

第 17 条 学会賞および進歩賞の受賞候補者は、表彰委員会が、選考委員による書面審査の結果を受けて、選考し決定する。

2. 表彰委員会において選考に用いる受賞候補者推薦書は推薦者名を記載したものとするが、対外厳秘とする。
3. 表彰委員会は、選考委員による書面審査の結果を受理し集計した結果および選考決定の経過および結果を選考委員に報告する。

第 18 条 論文賞の受賞候補者は、表彰委員会が、その選考決定を委託した編集委員会からの報告を受けて、決定する。

第 19 条 奨励賞の受賞候補者は、表彰委員会が、その選考決定を委託した本会主催の研究発表会の各実行委員会からの報告を受けて、決定する。

第 20 条 功績賞の受賞候補者は、表彰委員会が受賞候補者推薦書に基づき選考し決定する。

第 21 条 表彰委員会は、10 月下旬開催の表彰委員会において、第3条に定める日本エネルギー学会の表彰5種類の内論文賞を除く4種類について受賞候補者を順位を付して選考決定し、その理由書を作成して 11 月中旬までに理事会に報告する。

2. 論文賞は、第7条に定める前年 1 年間に会誌に掲載された論文を対象とするもので、5 月の表彰委員会において受賞候補者を順位を付して選考決定し、その理由書を作成して 6 月中旬までに理事会に報告する。

(受賞者の決定)

第 22 条 会長は、表彰委員会の報告に基づき、論文賞については 6 月末日までに、他の 4 種類の賞については 11 月末日までに理事会の審議承認を経て第2条に定める日本エネルギー学会

の表彰5種類の受賞者を決定する。

(賞の贈呈)

第 23 条 論文賞を除く 4 種類の表彰は本会の定時総会においてこれを行う。

2. 論文賞の表彰は当該年度の年次大会にて行う。

(賞の英文名)

第 24 条 表彰の英文は次のとおりとする。

学会賞; The Japan Institute of Energy Award

進歩賞; The Japan Institute of Energy Award for Progress

論文賞; The Japan Institute of Energy Award for Distinguished Paper

奨励賞; The Japan Institute of Energy Award for Encouragement

功績賞; The Japan Institute of Energy Award for Meritorious Service

第3章 外部団体による表彰に対する推薦

(推薦)

第 25 条 外部団体による表彰に関して会員より推薦の依頼を受けた場合には、表彰委員会の審議及び理事会の承認を経て推薦を行うこととする。これによって、会員に対する支援向上ならびに学会の存在意義の向上を図る。

2. 日程等特別な理由がある場合に限り、文書による理事の承認によって理事会の承認に代えることができる。

第4章 雑則

(雑則)

第 26 条 本規程の改訂は理事会の承認を得なければならない。

第 27 条 表彰規程の実行に必要な事項は、別に表彰委員会の承認を得て、表彰規程実施要領で定めることができる。

附則

本規程の改訂は平成 29 年 1 月 27 日より実施する。

昭和 30 年 8 月制定	昭和 31 年改訂
昭和 32 年改訂	昭和 34 年改訂
昭和 35 年改訂	昭和 36 年改訂
昭和 38 年 8 月改訂	昭和 43 年 7 月 24 日改訂
昭和 52 年 6 月 27 日改訂	昭和 55 年 3 月 19 日改訂
昭和 63 年 11 月 21 日改訂	平成 1 年 7 月 24 日改訂
平成 4 年 3 月 26 日改訂	平成 10 年 7 月 24 日改訂
平成 14 年 9 月 20 日改訂	平成 15 年 6 月 20 日改訂
平成 16 年 5 月 10 日改訂	平成 17 年 3 月 30 日改訂
平成 18 年 6 月 20 日改訂	平成 19 年 1 月 24 日改訂
平成 22 年 10 月 28 日改訂	平成 23 年 11 月 30 日改訂
平成 25 年 11 月 27 日改訂	平成 29 年 1 月 27 日改訂